

# 令和7年度滋賀県青年農業者プロジェクト発表および農業青年意見発表大会開催要領

## 1. 目的

本県農業の次代を担う青年農業者が、経営上当面する課題の解決や経営・技術の向上を目指して実践したプロジェクト活動の成果の発表およびクラブ活動、農業経営、農家生活、ボランティア活動などの体験を通じて日頃考えていること等を発表し、参加者との技術・意見の交換を図るとともに、各自の課題発見・解決能力、意識の向上や連帯意識を深めることを目的とする。

併せて、令和8年度開催の近畿大会の本県代表を選考する。

## 2. 主催

公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金、滋賀県青年農業者クラブ連絡協議会

## 3. 後援

滋賀県、滋賀県農業協同組合中央会、一般社団法人 滋賀県農業会議、滋賀県指導農業士会

## 4. 日時

令和8年（2026年）3月10日（火）10：00～16：30（受付9：30～）

## 5. 場所

滋賀県庁新館7階大会議室

## 6. 参加者

青年農業者、県立農業大学校生、県立農業高校生、農業農村振興事務所農産普及課等の関係者

## 7. 日程（予定）

（9：30～	受付
10：00～10：15	開会
10：15～12：00	プロジェクト発表
12：00～13：00	（昼食・休憩）
13：00～14：00	意見発表
14：00～15：50	発表審査および講演会
15：50～16：10	審査講評および結果発表
16：10～16：30	表彰式
16：30	閉会

## 8. 発表要領

### (1) プロジェクト発表

①青年農業者が「園芸・特産作物」「土地利用型作物」「畜産経営」「地域活動」「経営マネジメント」の5部門に分かれて研究活動の成果を発表する。

なお、各部門の発表概要は表1のとおりとする。

②発表は、令和7年度に各地区大会で選抜された者により発表を行い、個人の部、共同の部を問わず、各地区2点以内とする。

③発表は、個人プロジェクトまたは共同プロジェクトとし、共同プロジェクトについては、代表者1名による発表とする。

④各発表の発表時間は10分間とし、各発表の終了後、質疑応答の時間を5分間設け、質疑応答を含めて15分経過で打ち切りとする。（減点は1課題毎に行う）

また、大会運営者以外の参加者は、発表者に発表時間を知らせる行為を行ってはならないことと

し、発表時間の経過は、大会運営者がベルを鳴らすことによりのみ行う。(ベルは8分で1鈴、10分で2鈴を鳴らす。)

- ⑥発表時間に応じて、表2のとおり審査の際に減点を行う。(減点は1課題毎に行う。)  
なお、発表時間のうち1秒未満の端数についてはすべて切り捨てとする。
- ⑦発表はステージ上でのみ行うこととする。
- ⑧発表はパソコンにより行うこととし、その操作については、必ず補助者を1名つける。
- ⑨発表内で動画を使用する場合は、発表時間のうち1分を超えないものとする。また、音声の使用は認めない。
- ⑩プロジェクトに使用した現物等を発表の場に持ち込んで서는ならない。
- ⑪発表者の服装はスーツとする。
- ⑫審査員への配布物、試飲食の提供は禁止とする。

(表1) プロジェクト発表における各部門の発表概要について

部門名	発表の概要
園芸・特産作物	プロジェクトの視点が、飼料作物を除く作物生産の技術又は経営改善を中心とした取り組みであること(野菜全般、果樹全般、花き全般、特産作物(お茶、タバコ、薬用作物等))
土地利用型作物	プロジェクトの視点が、飼料作物を除く作物生産の技術又は経営改善を中心とした取り組みであること(水稻、麦、大豆、てん菜、加工用甘藷、加工用馬鈴薯、そば、なたね等)
畜産経営	プロジェクトの視点が、畜産生産(飼料作物を含む)の技術又は経営改善を中心とした取り組みであること(畜産全般)
地域活動	学習や地域実践活動について、個人、グループで共同して消費者や地域を巻き込んだ取り組みであること又は、プロジェクトの視点が、農村生活の改善や農村活性化を中心とした取り組みであること(食育、啓発活動等)
経営マネジメント	プロジェクトの視点が、経営改善や販売を中心とした他4部門の枠で分類されないような取り組みであること

(表2) プロジェクト発表における発表時間による減点について

発表時間	減点等(各発表毎)
9分30秒以下	-5点
9分31秒以上~10分30秒以下	減点なし
10分31秒以上~11分00秒以下	-5点
11分01秒以上~11分30秒以下	-7点
11分31秒以上~12分00秒未満	-9点
12分以上	-11点および発表打ち切り

## (2) 農業青年意見発表

- ①青年農業者がクラブ活動、農業経営、農家生活、農村環境、ボランティア活動などの自らの体験を通じて、日ごろ考えていること等について意見を発表する。
- ②発表は、令和7年度に各地区大会で選抜された者が行い、発表は、各地区1点以内とする。
- ③発表時間は1人7分間とし、8分経過で打ち切りとする。  
なお、発表後の質疑応答の時間は設けない。
- ④発表者は発表時間が把握出来る物を発表時に持ち込むことはできない。  
また、大会運営者以外の参加者は、発表者に発表時間を知らせる行為を行ってはならないこととし、発表時間の経過は、大会運営者がベルを鳴らすことによりのみ行う。(ベルは6分で1鈴、7分で2鈴を鳴らす。)
- ⑤発表時間に応じて、表3のとおり審査の際に減点を行う。(減点は1課題毎に行う。)  
なお、発表時間のうち1秒未満の端数についてはすべて切り捨てとする。

- ⑥発表はステージ上でのみ行うこととするが、発表者がステージ上を自由に移動することや、ジェスチャーを行うことは可能とする。ただし、発表内容にそぐわない態度や、周囲を不快にする行為は行ってはならない。  
 なお、発表時に演台は設置されないため、発表は運営者で用意したワイヤレスマイク等を使用し  
 て行う。
- ⑦発表は口頭により行うこととするが、発表の世界観を伝えることを目的とした、パソコンによるスライドの使用は認める。ただし、動画および音声の使用はできない。  
 なお、スライドの操作は、補助者が行うか、発表者がワイヤレスデバイスを用いて行う。ただし、ワイヤレスデバイスは大会運営者で用意したものの使用に限る。
- ⑧第6項にあるワイヤレスマイク等ならびに第7項にあるパソコンおよびワイヤレスデバイス以外の道具を発表で使用することはできない。
- ⑨発表者の服装は、スーツまたは、主張する意見の内容と合っているものとする。
- ⑩審査員への配布物、試飲食の提供は禁止とする。

(表3) 意見発表における発表時間による減点について

発表時間	減点等 (各発表毎)
6分30秒以下	-2点
6分31秒以上～7分30秒以下	減点なし
7分31秒以上～8分00秒未満	-5点
8分以上	-7点および発表打切り

## 9. 審査

審査会を設置し、別に定める審査要領に基づき審査員の合議により行う。

## 10. 表彰

審査結果に基づき以下により優秀者を表彰する。

### (1) プロジェクト発表

- ① 最優秀賞 (個人・共同の部 共通)  
 県知事賞 1点
- ② 優秀賞 (個人・共同の部 共通)  
 滋賀県農業協同組合中央会会長賞 1点  
 一般社団法人滋賀県農業会議会長賞 1点  
 滋賀県指導農業士会会長賞 1点

### (2) 意見発表

- ① 最優秀賞 滋賀県知事賞 1点
- ② 優秀賞 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金理事長賞 1点